

大館市指名停止要綱の運用基準

大館市が行う指名停止の措置については、大館市指名停止要綱に基づき講じることとするが、その運用基準を別表第1及び別表第2に定めるほか下記のとおり定めたので、本要綱の運用に際しては留意すること。

第2条関係

有資格業者（指名停止の期間中の者を含む。）が別表各号の措置要件に該当することとなった場合における当該指名停止の期間の始期は、予算執行上重大な支障を及ぼすと認められる場合を除き、その措置を決定したときとすること。

また、指名停止の期間中の有資格業者について、再度指名停止を行う場合の指名停止の通知（第6条第1項及び第3項）についても、別途行うこと。

第3条関係

1. 第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、既に対象である工事について開札済みであって、新たな指名が想定されない特定建設工事共同企業体については、対象としないこと。
2. 第3項の規定に基づく共同企業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格業者を共同企業体を通じて指名しないための措置であり、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第4条第2項に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象としないこと。

第4条関係

第2項の運用については、次のとおりとする。

- (1) 有資格業者が別表各号の措置要件に該当することとなったもとなる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないこと。
- (2) 下請負人又は共同企業体の構成員について短期加重措置を講じるときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものであること。
- (3) 短期加重措置の対象となり、かつ、第5条各号のいずれかに該当することとなった場合には、市長の判断により短期加重措置を受けた後の短期に加重を行うこと。

第5条関係

1. 指名停止期間の加重については、第4条第2項の短期加重措置の対象となった措置案件については、短期加重措置の後、行うものとする。
2. 第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、市長又は大館市の職員に対して有資格業者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
3. 「他の公共機関の職員」（第5条第5項並びに別表第2第2号及び第3号関係）とは、刑法（明治40年法律第45号）第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員と見なされる場合を含むものであること。更に私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

第8条関係

指名停止の期間中の有資格業者については、指名停止措置の実効性を高めるという観点から、原則として、市発注工事の下請負人等になることは一切認めないものとするが、契約の極めて特殊な部分につき下請負させ又は委託する必要がある場合で、有資格業者以外の者を含めて検討したとしても当該指名停止期間中の有資格業者でなければ履行することができない等特別な理由があるときに限り、あらかじめ市長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格業者が下請けし、又は受託することを承認することができるものとする。

別表第1関係

1. 大館市建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成20年4月1日）に基づく低入札価格調査を経て契約締結した工事において別表第1第2号の措置要件に該当した場合の指名停止の期間は、少なくとも3ヵ月となるよう運用すること。また、別表第1第4号、第5号及び第7号に該当した場合においては、必要に応じ、指名停止期間の過重を検討すること。
2. 「契約不適合の程度が重大であると認められるとき」とは、原則として、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分がなされた場合とする。（第3号）。
3. 公衆損害事故又は工事関係者事故が次の(1)又は(2)に該当する事由により生じた場合は、原則として、指名停止を行わないこと（第5号から第8号

まで)。

- (1) 作業員個人の責に帰すべき事由により生じたものであると認められる事故(例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等)
 - (2) 第三者の行為により生じたものであると認められる事故(例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等)
4. 市発注工事における事故について、「安全管理の措置が不適切であった」と認められるのは、原則として、(1)の場合とする。ただし、(2)によることが適当である場合には、これによることことができる。(第5号及び第7号)
- (1) 大館市が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は大館市の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合
 - (2) 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合
5. 一般工事における事故について、「安全管理の措置が不適切であった」と認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕、送検等をされたことを知った場合とすること。(第6号及び第8号)

別表第2 関係

1. 本基準に定める「贈賄」とは、刑法第198条に定めるもののほか、特別法の賄賂の供与等に関する罰則規定に該当する行為も含む(第1号、第2号及び第3号)
2. 「代表役員等」とは、個人事業の場合の本人、法人の場合専務取締役以上の肩書きを有する者をいう。(第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号及び第13号)
3. 「一般役員等」とは、「代表役員等」以外の役員のほか、支店長、営業所長等で請負契約の締結権限を有する者をいう。(第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号及び第13号)
4. 「使用人」とは、1.、2. 以外のすべての者をいう。(第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号及び第13号)

5. 贈賄者の地位は、発覚した時点ではなく、行為の時点で判断する。(第1号、第2号、第3号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号及び第13号)。
6. 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるときとは、次のいずれかに該当する場合とする。この場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。(第4号及び第5号)
 - (1) 公正取引委員会から排除措置命令が出されたとき。
 - (2) 公正取引委員会から課徴金納付命令が出されたとき。
 - (3) 公正取引委員会から刑事告発がなされたとき。
 - (4) 公正取引委員会から審決が出されたとき。
 - (5) 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者が独占禁止法違反の容疑により逮捕されたとき。
7. 「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいうものであること(第5号、第12号及び第13号)。
8. 「暴力団」及び「暴力的不法行為等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項各号に規定されたものをいう。(第12号)
9. 「業務に関して暴力的不法行為等を行った」には、個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいい、これに関し、暴力、脅迫、傷害等を含む暴力的不法行為等を行った場合も適用する。
10. 「法令」の代表的なものとしては、次のものをいう。
 - (1) 刑法
 - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。ただし、第10号及び第11号に掲げる場合を除く。)
 - (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)
 - (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
 - (5) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)
 - (6) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律179号)
 - (7) 公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)